

大東監第213号
平成19年 2月20日

請 求 人 様

大東市監査委員 北 本 慶 三

大東市監査委員 川 口 志 郎

住民監査請求の監査結果について（通知）

平成18年12月27日付けで地方自治法第242条第1項の規定に基づき請求のあった標記について、監査した結果は別紙のとおりでありますので、同条第4項の規定により通知します。

1 請求の趣旨

- (1) 大東市職員が利用する市営住宅の家賃、また、保育料を徴収させ、あらゆる税を滞納させることなく、納付させるよう請求する。
- (2) 大東市の市営住宅の滞納総額は、1億6,118万円であり、都市整備部長は、平成18年6月27日大東市議会定例会において「未納者については、法的な手段をも視野に入れて、適切に対応」していく旨の発言があった。
しかしその後適切なる進展はなく、平成18年12月22日の議会において、平成18年10月現在、市職員による滞納が4,967,300円になるということが発覚した。
さらに保育料571,200円、市税131,110円の滞納が明らかになった。
この職員の滞納行為という市民感情を逸脱した行政は違法・不当に公金の賦課徴収を怠る事実であり、直ちに是正する必要がある。
- (3) 市の財産である市営住宅と公立保育園を不法に使用させていることは、違法・不当に財産の管理を怠る事実である。
- (4) 滞納している職員に住宅手当を支給することは、不正支出（違法・不当な公金の支出）になるので、直ちに返還させる必要がある。
- (5) 市長以下、幹部職員、関係職員に対し、違法・不当な行為を改めさせるよう地方自治法第242条第1項の規定により、必要な措置を請求する。

添付資料

- 1 平成18年第2回市議会定例会（6月27日）での都市整備部長答弁
- 2 市営住宅家賃滞納者（大東市職員）の表
- 3 福祉保健部保育課の答弁書
- 4 市税滞納に関する書類
- 5 市職員の市営住宅家賃を報道した新聞記事

2 要件審査

平成19年1月12日本件請求について、形式要件は具備していると判断し、受理した。

3 監査の実施

- (1) 監査対象事項 以下の2点を監査対象とした。
 - イ 市職員が市営住宅の家賃、保育料、市税を滞納していることが違法・不当に公金の徴収を怠る事実にあたるか。
 - ロ 滞納している職員に住宅手当を支給することは、違法・不当な公金の支出にあたるか。

なお、地方自治法第242条第1項に定める、「財産の管理」とは、一般行政上の作用まで広く及ぶものでなく、財産的価値の維持保全を目的とする「財産管理」に限るものと解され、更に地方自治法が定める違法・不当な財産の管理とは、財産を毀損するなど経済的価値を損なう行為に限定されるものとされている（平成2年4月12日最高裁判決）ことから、上記1請求の趣旨の(3)違法・不当に財産の管理を怠る事実に係る請求については、対象外のため監査は実施しない。

(2) 証拠の提出及び陳述等 地方自治法第242条第6項に基づく陳述については、平成19年1月19日に設定し、請求人に通知したが、出席・欠席いずれの返答もなかったため実施しなかった。

また新たな証拠の提出もなかった。

総務部、福祉保健部、都市整備部より関係書類の提出を求め、平成19年1月26日、関係職員から事情聴取を実施した。

4 市職員の滞納状況

市税		滞納額(円)
職員A	平成18年度軽自動車税	7,200
職員B	平成18年度固定・都計税	68,900
職員C	平成17年度市・府民税	40,080
職員D	平成14～18年度軽自動車税	8,000
		124,180

保育料	年度	滞納額(円)
職員イ	平成13～14年度	188,900
職員ロ	平成14～18年度	321,300
職員ハ	平成18年度	98,000
		608,200

家賃	滞納額(円)	滞納月数
職員1	483,600	12
職員2	353,400	20
職員3	2,796,000	54
職員4	919,300	28
職員5	175,600	20
	4,727,900	134

5 監査対象部課の説明

(1) 総務部の説明

イ住宅手当については、人事課において大東市一般職の職員の給与に関する条例及び同施行規則に基づき、自ら居住するための住宅を借り受け、家賃を支払っている職員で世帯主であるものが、費用を負担していると認めることができれば、支給している。

なお認定にあたり、住民票、家賃証明書の提出を求めている。

ロ市税については、納税課において滞納整理事務計画書を定め、督促状・催告書の送付、電話催促、臨戸訪問などを行い、実態把握に努め、悪質と認めるものには、差押を執行するなど徴収に取り組んでいる。

滞納している職員への取組

市職員4名のうち2名は既に完納しており、残る2名については、納付指導を行い、平成19年3月末までに完納予定である。

(2) 福祉保健部の説明

保育料の徴収体制については、保育課職員10名が4班体制で担当保育園を受け持ち滞納の管理を行っている。毎月第4火曜日を、滞納事務を重点的に実施する日と定め、電話による納付勧奨を行い、数ヶ月から1年の頻度で催告状を発し、ケースによっては、年1回程度家庭訪問、保育所での面接を実施している。

滞納してる職員への取組

3名の市職員の内、2名については、現在分納誓約をし、履行中であり、もう1名については、平成19年3月末までに全額納付することを約束している。

(3) 都市整備部の説明

平成11年度から応能応益家賃制度に変更したため現年分の収納率90%台から80%台に下落、建築営繕課において平成14年度には、家賃収納対策事業（課全員特別徴収班で、電話による納付指導、訪問徴収、呼出指導を行う）として収納に努め、平成16年度に再び家賃収納対策事業を行ったが、大幅な徴収率の向上に及ばなかった。

平成17年度に悪質滞納者に対する訴訟準備を開始、平成18年6月長期滞納者のリストアップを行い、平成18年11月催告書を送付、平成19年1月に長期滞納者で納付相談に応じない者19名に対し住宅明渡し訴訟を行うことを決定し、平成19年3月市議会に上程するべく準備中である。

平成19年度には、36ヶ月以上の滞納者に明渡し訴訟を、平成20年度には、24ヶ月以上の滞納者、平成21年度には、12ヶ月以上の滞納者、平成22年度からは、3ヶ月以上の滞納者に対し明渡し訴訟を行う予定であ

る。

滞納している職員への取組

市職員の滞納問題については、平成 18 年 11 月に他市における市職員の滞納問題が新聞報道されたことにより、本市職員の滞納を調査したところ 5 名が判明、12 月 6 日から職場への訪問、あるいは電話連絡を行い、納付指導を行った。

この 5 名の市職員については、過去においても分納誓約を行ったことがあったが、履行されなかった経緯があり、今回分納誓約をさせたが、分納が完全に履行されるよう厳格に対応していく。

6 監査委員の判断

監査委員として、これまで決算審査意見書において滞納の問題については、度々指摘をし、相当な覚悟での取り組みを求めてきたところであるが、この度の市職員による滞納問題は、市政全般に対する市民の信頼を裏切る行為、と言わざるを得ない。

一方、それぞれの担当部課においては、限られた人員の中で一定の取り組みはしているものの、平成 17 年度決算で市営住宅の家賃の滞納総額は、1 億 6,118 万円、保育料の滞納総額は、8,460 万円に上り、早急に法的措置を含む、滞納の解消に向けた更なる厳しい対応を求めるものである。

7 結論

滞納している職員に住宅手当を支給することについては、地方自治法、大東市一般職の職員の給与に関する条例及び同施行規則に基づき、所要の条件で支給していると認められ、家賃を滞納していることで、住宅手当の支給自体が違法・不当な公金の支出になるとは言えないものと判断し、棄却する。

市職員が市営住宅の家賃、保育料、市税を滞納していることが違法・不当に公金の徴収を怠る事実にあたるかについては、その滞納整理の取り組みについての努力に不十分な面はみられるが、現在、一部の職員は完納しており、残る職員についても、分納誓約履行中であり、その取り組みにおいて違法・不当とまでは言えず、従って措置の必要を認めないものと判断した。

本件請求にかかる監査結果については、以上のとおりであるが、次のとおり意見を付する。

市職員の滞納については、分納誓約の履行状況の管理を厳正に行うこと。履行されない場合は、速やかに給与の差押を行うなど法的措置をとると同時に、公務員による信用失墜行為として、懲戒処分をすること。

市職員の滞納を早期に解消するため、適宜、分納期間、金額の見直しを行うこと。

市営住宅家賃の滞納管理体制については、人員配置、マニュアルの作成、収納システムの整備等について、早急に整備されたい。

住宅手当の支給については、新たな届け出時、及び変更時だけでなく、定期的に点検され、適正に執行されたい。

市職員について、全体の奉仕者として、市民の信頼に応え得る倫理観を備えることが求められることから、職員研修の充実を求める。